

質問書に対する回答について

令和6年11月11日
北秋田市総務部総合政策課

業務の名称：北秋田市ふるさと納税事業代行業務

	質問内容	回答
1	仕様書3ページ 5.業務の詳細 (5)事業者への支払業務について 事業者様への代金のお支払いについて、中間事業者にての支払い後でなければ貴自治体へ請求できないとするものでしょうか。 寄附実績より、支払う予定の費用と、それに要する振込手数料は事前に計算できるものとなりますため、事業者様への振込前の場合においても、事前計算が可能でございます。 つきましては、その事前計算した内容にて精算対象月の翌月月初にご請求させていただくことは可能でしょうか？ なお、振込の実績書等(振込設定書、実施後の振込実績書)は別途提出いたします。	仕様書のとおりです。
2	書類作成要領2ページ 2.提出書類の書式について 企画提案書について、枚数の上限および縦横の指定はございますでしょうか。	指定はありません。
3	・実施要項の5 参加資格(1)県内に本店、支店、又は事業所を設置していること。において秋田市内に秋田支店はあ るが、契約、実務は大阪の支店でも問題ないでしょうか。	実施要領「5 参加資格」「(1)県内に本店、支店、又は事業所を設置していること」について、貴社秋田支店がいずれかに該当し、同項(2)～(7)も満たす場合、本プロポーザルへの参加資格を有します。 ただし、審査要領に記載のとおり、返礼品提供事業者の求めに応じて速やかに訪問できる体制であることを想定しています。
4	・実施要項の 5 参加資格(5)秋田県内において指名停止措置を受けていないこと。において県内では既に停止措置が解除されておりますが、参加資格は問題なかったでしょうか。	問題ございません。
5	・仕様書の5 業務の詳細 においてさとふるの管理は委託業務に含まれておりますでしょうか。	さとふる様で規定する業務以外を含みます。
6	・振込手数料は受託者負担で請求しない運用でも問題ないでしょうか。	問題ございません。
7	・自治体への請求と、事業者への支払いが前後することは問題ないでしょうか。 ※前月分の納品額を当月 10～20 日前後に自治体様に請求、事業者様には当月 25 日に支払い	仕様書のとおりです。

	質問内容	回答
8	・現在サイトに掲載されている画像等、レビューは引継ぎ可能でしょうか。	引継ぎ可能です。
9	・返礼品の送付先割合(都道府県)を教えてください。	非公開情報であるため、開示できません。
10	・人気返礼品上位(カテゴリ)、ポータルサイトのシェア、事業者数を教えてください。	米、珪藻土バスマット、比内地鶏が上位となります。ポータルサイトのシェアは非公開情報のため、開示できません。事業者数は令和6年11月11日現在、51社です。
11	・返礼品開発やプロモーション等、今後注力されたい分野を教えてください。	仕様書に記載のとおりです。また、当市にとって有益であると考えられる独自提案をご提案ください。
12	・現在行っているプロモーション(RPP 等)の費用は、受託者負担で運用されておりますでしょうか。	現時点では想定しておりません。